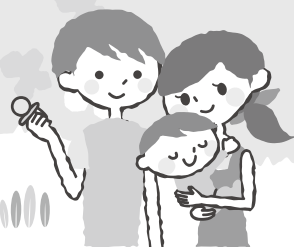


赤ちゃんが生まれたら



● 各種手続き

手続き名	内容・期限	持ち物	お問い合わせ先
出生届	赤ちゃんを戸籍に登録します。 ※赤ちゃんが生まれた日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 出生証明書 	住民窓口係 TEL 62-9722
健康保険加入	被扶養者として子どもを 加入します。 ※加入している健康保険事 務所によって異なりますの でご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳など 	加入している健康保険事務所 ※国民健康保険に加入する場合 →国保医療係 TEL 62-9723
産前産後期間 の健康保険税 (料)の免除	<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日または出産日が 属する月の4か月間の免除 (所得割保険税(料)と均等 割保険税(料)) 双子などの多胎出産の場合 は出産予定日または出産日 が属する月の3か月前から6 か月間の免除 (所得割保険税(料)と均等 割保険税(料)) 出産予定日の6か月前から 届出可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後期間に係る健康保 険税(料)免除届出書 母子手帳など出産予定日や 妊娠状態が確認出来るもの 届出者の本人確認書類 ※加入している健康保険事務 所によって異なりますのでご 確認ください。	加入している健康保険事務所 ※国民健康保険に加入され ている場合→国保医療係 TEL 62-9723
出産育児 一時金	健康保険から出産費用の一部 が給付される制度 * 出産の翌日から2年以内 * 出産育児一時金直接支払 制度とは、出産した際に支 給される出産育児一時金を 健康保険が直接医療機関に 支払ってくれる制度です。 なお、出産費用が出産育児 一時金を下回った場合、そ の差額が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 世帯主の口座番号のわかる もの 医療機関からの領収証・ 明細書 出産育児一時金直接支払 制度に関する同意書 (契約書) 	加入している健康保険事務所 ※国民健康保険に加入され ている場合→国保医療係 TEL 62-9723
子ども 医療費助成	高校生年代までのこどもの医療 費の自己負担分を助成します。 ※こどもの健康保険加入後の 手続きとなります。	<ul style="list-style-type: none"> こどもが加入する健康保険 情報が確認できる書類 ※所得課税証明書の提出を 求める場合があります。	児童係 TEL 62-9733
児童手当	高校生年代までのこどもを養育 している方に支給される手当 ※出生した日の翌日から 15日以内	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の健康保険情報が 確認できる書類 請求者名義の預金通帳 個人番号カードもしくは 通知カード 	児童係 TEL 62-9733

ブックスタートの紹介

図書館では、絵本をとおして赤ちゃんが楽しいひとときを過ごし、本に親しむ機会が多くなるよう、7か月
児子育て講座のときに絵本のプレゼントを行っています。あわせて、保護者を対象に、読み聞かせに関する
相談や絵本の紹介も承っていますので、お気軽に声をかけてください。

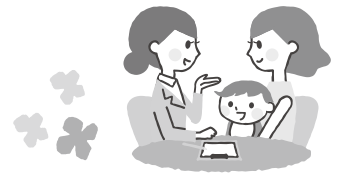
詳しくは図書館 (TEL 62-1166) まで。

●各種サービス

サービス名	サービスの内容	対象者	申し込み・手続きの方法	費用
こども家庭センター (めむろん)	安心して妊娠、出産、子育てができるように、保健師や助産師、管理栄養士等による健康相談や育児不安、発達の相談を実施しています。また、お子さんの身体測定もできます。	妊婦と お子さんが いるご家族	月～金曜日 子育て支援係 8：45～17：30 保健福祉センター 9：00～17：00 電話でのご相談はすくすくコール（育児相談専用電話）をご利用下さい。 Tel62-7830（なやみゼロ）	無 料
産後ケア	助産師が母乳指導や、産後の骨盤ケアやベビーケアを行います。沐浴指導等の育児手技確認や健康相談にも応じます。訪問型とデイサービス型があります。気になる方はご相談ください。	産後1年未満 の産婦と 赤ちゃん	母子健康手帳交付時や後期妊婦相談の際に申請書を提出できます。出産後に希望される方は子育て支援係までご連絡ください。	訪問型 500円 デイ サービス型 無料
新生児訪問 (産婦訪問)	赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師等が伺い、成長・発達面や予防接種、健診などについてお話しします。育児に関する悩みなどもご相談ください。第2子以降のお子さんの場合、保育士も一緒に訪問することができます。	赤ちゃんと その家族	生後1か月前後に、保健師が電話で連絡いたします。	無 料
乳幼児健康診査	1か月・4か月・10か月・1歳9か月・3歳6か月児を対象に、健康診査を行っています。1か月児健診は、医療機関で受診する個別健診、その他の健診は保健福祉センターでの集団健診です。いずれも費用は無料です。身体測定、小児科医・歯科医の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談などを行っています。	1か月 4か月 10か月 1歳9か月 3歳6か月	1か月児健診は、後期妊婦相談で受診票をお渡しします。4か月・10か月児健診の日程は広報「すまいる」に掲載しています。1歳9か月・3歳6か月児健診は個別に案内を送付します。	無 料
子育て講座	保護者同士の交流や自己肯定感の大切さ、発達段階に応じた関わり方等子育てに関する基礎知識を学ぶ機会となっています。個別相談や身体測定も可能です。	2か月 7か月 10か月	日程は赤ちゃん訪問時や広報「すまいる」でご案内しています。	無 料
乳児栄養 家庭訪問	生後5か月時に管理栄養士が家庭訪問をします。離乳食の開始の仕方や進め方、作り方についてお話しします。	第1子を出産した ご家族	4か月児健診で、訪問の日程をお知らせします。	無 料
フッ化物塗布の 助成	芽室町幼児フッ化物塗布実施歯科診療機関に助成券の提示をすることで、歯科検診・フッ素塗布・保健指導について1回につき1,100円助成します。	1歳～ 6歳6か月	10か月児健診でご案内します。	無 料
栄養相談	食事・栄養に関する疑問を解消し、正しい食生活を身につけることが出来るよう、管理栄養士がアドバイスを行っています。	妊婦と お子さんが いるご家族	予約制となりますので、電話でご連絡ください。	無 料
新生児 聴覚検査 費用の助成	出産した医療機関で行う「きこえ」の検査にかかる費用を全額助成します。	新生児	後期妊婦相談時に受診票をお渡しします。	無 料

母乳相談・乳房マッサージ等の紹介

※北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 道内の助産所一覧より
芽室町、音更町、帯広市のみ掲載。



●いのちのもり

助産師・保健師：前川 泉

住 所	芽室町在住
メールのみ	hizumitu350725@docomo.ne.jp ①件名「訪問希望」 ②名前 ③電話番号 ④住所 ⑤困りごとを簡単にお知らせください。 ⇒折り返し連絡いたします。
受 付	8:30~16:30 (不定休)
内容及び料金	出張専門(ご自宅に訪問します) ※料金は状況に応じて 赤ちゃんのお世話や授乳など、ママの不安に寄り添います。

●わたなべ母乳相談室

助産師：渡部 麻友子

住 所	帯広市西24条南4丁目38-2
T E L	090-6999-0625 (予約制) ※訪問希望の方はご相談ください。
受 付	9:00~18:00 (不定休)
内容及び料金	初診 5,000円 再診 3,500円 ※桶谷式の規定料金です。 【持ち物】タオル3枚(1枚は白)、母子健康手帳、オムツ、赤ちゃんの着替え、 ミルク(混合栄養の方) 母乳育児をしたい、おっぱいトラブル、赤ちゃんの体重が心配、断乳・卒乳について等わからないこと、知りたいこと等お気軽にご相談ください。

●あおま助産院

助産師：土井 阿希子

住 所	帯広市西19条南4丁目29番5号
T E L	090-2008-6035・0155-29-5066 (予約制)
受 付	7:00~20:00 営業時間 9:00~18:00 (不定休)
内容及び料金	初診 5,000円 再診 4,000円 【持ち物】フェイスタオル3本、母子健康手帳 乳房マッサージ、産後の相談全般

●産後ケアセンター「クローバー」

医療法人社団 慶愛

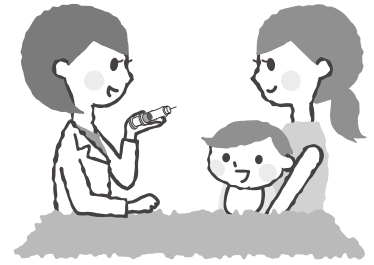
住 所	帯広市東3条南9丁目16番地1
T E L	0155-22-2110 (予約制)
受 付	予約受付 9:00~15:00 (開設9:00~17:00) (土曜午後・日・祝日休) 営業時間 9:00~15:00 月~金曜日(1人1時間程度)
内容及び料金	母乳相談、育児相談 授乳練習・希望の母乳測定や育児相談 1,100円、乳房トラブル対応 3,300円

●よしおか母乳相談室

助産師：吉岡 真由美

住 所	音更町南鈴蘭北6丁目5番地1
T E L	090-8909-8991 (予約制)
受 付	月~金 9:00~18:00 (休日・時間外 要相談)
内容及び料金	初診 4,000円(1時間程度) 再診 3,000円(1時間程度) 訪問 5,000円(交通費:無料~1,000円) 【持ち物】母子健康手帳、タオル4枚(あれば白タオル1枚)、上下に分かれた楽な服装 お母さんが困っていることを重点におき、乳房マッサージでおっぱいを整えます。必要に応じて、 飲ませ方の練習、母乳量の測定などを行います。

主な予防接種の受け方



●接種にあたっての注意事項

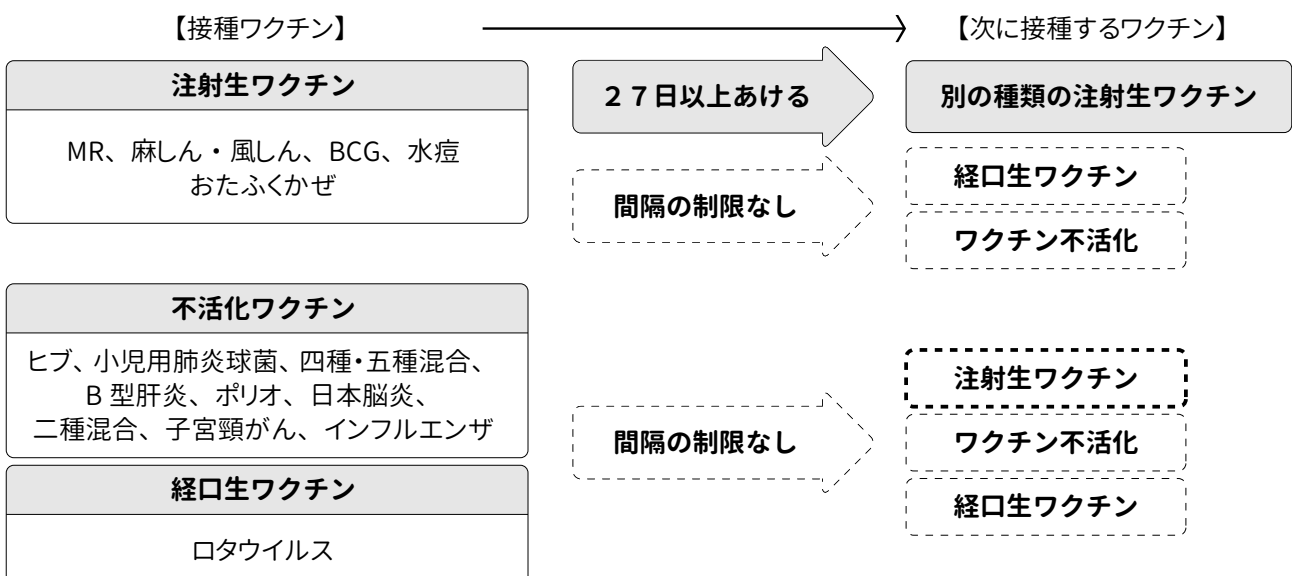
- 1 定期予防接種は無料です。ただし、次の場合は対象外となります。
 - ① 接種時に芽室町に住民登録をしていない方
 - ② 町内各医療機関以外での接種（町外での接種を希望する場合は、ご相談ください）
 - ③ 町が定める接種期間を過ぎての接種や対象年齢外の接種
- 2 接種の際は、予診票、母子健康手帳、健康保険証を必ず持参してください。
- 3 接種を受ける場合は、『予防接種と子どもの健康』を必ずお読みください。
- 4 37.5℃以上の発熱時など、予防接種を受けられない場合があります。
- 5 定期予防接種によって引き起こされた副反応により健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく給付を受けることができます。接種間隔を外れて接種を希望する場合は、任意接種として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となります。

●病気と予防接種について

- 1 病気にかかったあとは、予防接種を受けられない期間があります。
- 2 ひきつけ・けいれん（熱性を含む）を起こしたことがあるお子さんや気になることがある場合は、予防接種を受ける前にかかりつけの医師にご相談ください。

かかった病気	接種できない期間の目安
麻疹（はしか）など	完全に治ってから4週間
風しん、水痘、おたふくかぜなど	完全に治ってから2～4週間
突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、プール熱、インフルエンザ、溶連菌感染症、アデノウイルス、ロタウイルス、RSウイルスなど	完全に治ってから1～2週間

●予防接種の接種間隔



予防接種実施医療機関一覧

事前に予約が必要です（なかお内科はHPVワクチン、3回のロタウイルスワクチンのみ予約が必要）



医療機関名		接種時間		受付時間	
●あおばクリニック (東7条6丁目3)	62-2711	月・火・木・金	8:30~12:15 14:00~17:15	8:30~12:00 14:00~17:00	
		水・土(午後休診)	8:30~12:15	8:30~12:00	
●きやなぎ内科クリニック (西1条南4丁目2番地32) ※取り扱いなし:ロタ・B型肝炎	67-0210	月~土 (第1・3・5土曜日休診)	9:00~12:00	9:00~11:45	
		月・火・水・金	13:00~17:00	13:00~16:45	
●なかお内科 (本通4丁目25) ※予約不要 ※HPVワクチン、3回 のロタウイルスワクチ ンのみ予約が必要	62-2035	月・木	8:30~12:30 14:00~19:00	8:30~11:45 14:00~18:15	
		火・金	8:30~12:30 14:00~17:30	8:30~11:45 14:00~16:45	
		水・土(午後休診)	8:30~12:30	8:30~11:45	
●はまだ内科医院 (西3条3丁目1) ※取り扱いなし:ロタ	62-0700	◎HPV ワクチン 以外	月・火・水・金	8:30~11:30 14:30~17:00	8:00~11:30 14:00~17:00
			木・土(午後休診)	8:30~11:30	8:00~11:30
		◎HPV ワクチン	月・火・水・金	8:30~10:30 14:30~16:00	8:00~10:30 14:00~16:00
			木・土(午後休診)	8:30~10:30	8:00~10:30
●公立芽室病院 (東4条3丁目5) ※BCG接種可能病院	62-2811	木	14:30~15:30	14:00~14:30	

予防接種別実施医療機関

	同時接種	定期予防接種											任意予防接種 (自己負担あり)		
		BCG	ロタウイルス	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種・五種混合	水痘	麻疹風しん混(MR)	日本脳炎	二種混合	子宮頸がん	(ムンプス) おたふくかぜ	インフルエンザ	
きやなぎ内科クリニック	可	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公立芽室病院	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あおばクリニック	可 (注:射 2本まで)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なかお内科	可 (注:射 4本まで)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はまだ内科医院	可 (ヒブ・小児 用肺炎のみ)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※なかお内科は日本脳炎、子宮頸がんワクチン、3回接種のロタウイルスワクチンを希望する場合は予約が必要です。
※同時接種の対応は各医療機関で異なります。予約時に直接お問い合わせください。

予防接種は、計画的に受けましょう。
また、「予防接種のスケジュールの立て方がわからない!」
という方は、お気軽にご相談ください!



問い合わせ先

芽室町子育て支援課子育て支援係
TEL 62-9733

北海道小児救急電話相談のご案内



北海道では、夜間におけるお子さんの急な病気やけがなどの際に、保護者等が専任の看護師や医師から、症状に応じた適切な助言を受けられる「北海道小児救急電話相談事業」を実施しています。

電話相談時間

毎日 19時00分～翌朝8時00分まで

※19時から23時までは道内の小児科医・看護師が対応します。

※23時から翌朝8時まではコールセンター（道外の小児科医・看護師）が対応します。

電話番号

① 011-232-1599

② #8000（短縮ダイヤル）

（※）「#8000」は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話からご利用いただけます。
IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません。

どんなときに相談するの？

- 子どもが熱を出して、下痢をしています…
- 子どもの咳が止まらなくて…
- 子どもが誤って洗剤を飲んでしまって…

など、小児救急に関する様々な相談を受け付けています。

ただし、電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

また、緊急性のあるお子さまのための電話ですので、育児相談はご遠慮ください。

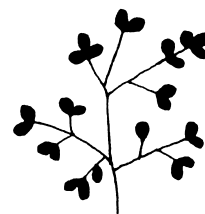
相談するときの注意事項は？

電話がつながったら、慌てずゆっくりと、お子さまの症状、年齢、お名前などをお話ください。
なお、明らかに重篤な場合（呼吸や心臓が止まっている、事故で大けがをしている等）は直ちに119番通報してください。



担当

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課
Tel 011-204-5248



医療・福祉サービスの紹介



サービス名	サービスの内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
子ども医療費 助成制度 ※詳細は、 12ページをご 覧ください。	通院及び入院に係る医療費 (保険診療の範囲内) の 自己負担額を助成します。	18歳に達する日(誕生日 の前日)以後の最初の3 月31日までの子ども。	こどもの健康保 険情報が確認で きる書類を持参 の上、児童係で 手続きをしてくだ さい。	子育て支援課 児童係 62-9733
児童手当	児童1人につき、次のいづれ かの額が支給されます。 0～3未満 第1・2子 月額15,000円 第3子 月額30,000円 3歳～高校生年代 第1・2子 月額10,000円 第3子 月額30,000円	請求者(所得が高い方)の 住所が芽室町にあり、高校 生年代の児童を養育して いる方。	大学生年代の子 を養育している場 合は、多子加算 (第3子)の対象 となりますので、 詳しくは問い合 わせください。	子育て支援課 児童係 62-9733
児童扶養 手当	手当の額は全部支給と一部 支給停止があります。 対象児童1人の場合、 全部支給は月額48,050円、 一部支給停止は、 全部支給から10円きざみで 減額され、最低額は月額 11,340円です。 第2子加算額 全部支給 11,350円 一部支給 11,350円～ 5,680円 第3子以降加算額 第2子加算額と同額 ※令和8年4月1日現在	次の条件にあてはまる、18歳 未満の児童を監護している父又 は母、もしくは父又は母に代わ りその児童を養育している人に 支給されます。 なお、児童が心身に中程度以上 の障害を有する場合は、20歳未 満まで手当が受けられます。 ①父母が離婚した後、父(母)の 一方からしか養育を受けられ ない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が重度の障害(国民年 金の障害等級1級程度)にある 児童 ④父(母)の生死が明らかでない 児童 ⑤父(母)から引きつづき1年以 上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引きつづき1年以上 拘禁されている児童 ⑦母(父)が婚姻によらないで生 まれた児童 ⑧父母とも不明である児童	所得制限があり ますので、詳しく はお問い合わせ ください。	子育て支援課 児童係 62-9733

芽室町では、めむろてつなん保育所内にある病後児保育「おひさま」において病後児保育を実施しているほか、町外の病児保育施設を利用した保護者に対し、病児保育登録料・利用料を全額助成しています。

サービス名	サービスの内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
病後児保育	めむろてつなん保育所内病後 児保育「おひさま」	芽室町の保育支給認定を 受けた児童(2号認定、 3号認定)及び、保育支 給認定を受けた児童に準 ずると確認できた場合で、 疾病の回復期である児 童。	利用する前に申 請書により登録 が必要です。利 用する際は、医 師が記載する利 用連絡票を提出 してください。(事 前予約必須)	めむろてつな ん保育所 62-2249 子育て支援課 児童係 62-9733
病児保育 利用料の助成	町外にある病児保育施設の 利用に対し、かかる費用を 全額助成	芽室町の保育支給認定を 受けた児童(2号認定、 3号認定)及び、町の保 育支給認定を受けた児童 に準ずると確認できた場 合で、疾病による急性期 にあり、所属している保育 施設等に通所できない児 童。	病児保育施設の 登録料や利用料 の領収書と、助 成金の振込先が 確認できる保護 者の預金通帳を 持参の上、手続 きをしてください。	子育て支援課 児童係 62-9733

サービス名	サービスの内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
ひとり親家庭等医療費助成制度 ※詳細は、13ページをご覧ください。	医療費（保険診療の範囲内）等の自己負担額を助成します。ただし母又は父は入院と訪問看護のみ助成します。	ひとり親家庭等の児童と父親または母親。	所得やその他の条件で助成内容が変わります。詳しくはお問い合わせください。	子育て支援課 児童係 62-9733
特別児童扶養手当	手当は、児童の障がいの状態によって、次のいずれかの額が支給されます。 (1)特別児童扶養手当1級 月額 58,450円 (2)特別児童扶養手当2級 月額 38,930円 ※令和8年4月1日現在	精神や身体に政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している人に支給されます。	所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。	子育て支援課 児童係 62-9733
障害児通所支援の利用者負担額の助成	児童福祉法に基づく通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用負担額（1割分）を助成します。	障害児通所支援の利用者	詳しくはお問い合わせください。	子育て支援課 発達支援係 62-3159
自立支援医療（育成医療）	障がいのある又は医療を行わなければ障がいを残すと認められる児童を対象に、指定医療機関で治療効果の期待できる手術や通院に係る医療費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいによるもの。 ・聴覚・平衡機能の障がいによるもの。 ・音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がいによるもの。 ・肢体不自由によるもの。 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの。 ・先天性の内臓の機能の障がいによるもの（上記に掲げるものを除く。） ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの。 	詳しくはお問い合わせください。	子育て支援課 発達支援係 62-3159
在宅心身障がい者等通院・通所交通費助成	社会参加への訓練施設（発達支援センターなど）やリハビリで医療機関へ通院・通所するための交通費の一部を助成します。	自立や社会参加への訓練・治療を行うための施設（発達支援センターなど）およびリハビリ施設を有する医療機関へ通院・通所する在宅の方。	公共交通機関利用の有無などで異なりますので、詳しくはお問合せください。	健康福祉課 障がい福祉係 62-9723



子ども医療費の助成について

子ども医療費助成制度とは？

18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までのこどもの医療費(保険診療の範囲内)の自己負担額を助成する制度です。

●助成内容

対象者	助成範囲
18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子ども	医科・歯科の通院・入院費ともに助成します。 処方箋に基づく調剤についても助成します。

※2023年4月1日より、高校生年代まで助成対象が拡大されました。



●受給者証の交付申請手続に必要なもの

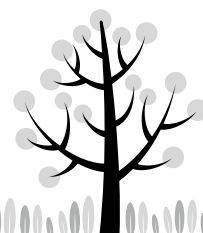
- ・お子様の健康保険情報が確認できる書類
- ・次の①または②のいずれかの書類(小学生までのこどものいる世帯で転入により本年1月1日時点で芽室町に住所がない方のみ必要)
 - ①同意書(芽室町による保護者の所得情報等の照会にかかる同意書)
 - ②所得課税証明書(※)
 - ※その年(1月～7月までは前年)の1月1日時点の住民登録地より取得してください。
 - ※世帯の状況によって、所得課税証明書の提出を求める場合があります。

●受診時に受給者証を使用せず、自己負担されたとき／道外の医療機関を受診されたとき

受給者証を使うことができませんので、一旦自己負担分をお支払いいただき、**医療機関が発行する領収書、通帳、お子様の保険情報が確認できる書類**を持参して児童係まで申請してください。
助成額分をお支払いします。

問い合わせ先

芽室町子育て支援課児童係
TEL62-9733



ひとり親家庭等医療費の助成について



ひとり親家庭等医療費助成制度とは？

ひとり親家庭等の親（母または父）とそのこどもの医療費（保険診療の範囲内）自己負担額を助成する制度です。

●助成期間は？

ひとり親家庭等に該当した日から、こどもが18歳になった年度末（3月31日）まで助成します。ただし、18歳の年度末到達後も、親に扶養されている場合もしくは進学した場合は、20歳の誕生月の末まで助成します。

助成内容（※所得制限がありますので、ひとり親でも対象にならない場合があります）

区 分		助成内容		
		医科・歯科の通院 処方箋に基づく調剤	入 院	
子	18歳年度末まで		全額助成	全額助成
	18歳年度末 到達後	非課税世帯	全額助成	全額助成
		課税世帯	自己負担額2/3助成 (1割自己負担)	自己負担額2/3助成 (1割自己負担)
		所得制限超過世帯	助成対象外	助成対象外
親	非課税世帯		助成対象外	全額助成
	課税世帯		助成対象外	自己負担額2/3助成 (1割自己負担)
	所得制限超過世帯		助成対象外	助成対象外

受給者証の交付申請手続に必要なもの

- ・父又は母とこどもの健康保険情報が確認できる書類
- ・次の①または②のいずれかの書類（小学生までのこどものいる世帯で転入により本年1月1日時点で芽室町に住所がない方のみ必要）
 - ①同意書（芽室町による保護者の所得情報等の照会にかかる同意書）
 - ②所得課税証明書（※）
 - ※その年（1月～7月までは前年）の1月1日時点の住民登録地より取得してください。
 - ※世帯の状況によって、所得課税証明書の提出を求める場合があります。
 - ※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

問い合わせ先

芽室町子育て支援課児童係
TEL62-9733

